

四半期報告書

(第45期第2四半期)

自 平成29年5月1日

至 平成29年7月31日

株式会社石井表記

E02047

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 株式の総数等 | 4 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 11 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 11 |
| (4) ライツプランの内容 | 11 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 11 |
| (6) 大株主の状況 | 12 |
| (7) 議決権の状況 | 13 |

- | | |
|---------|----|
| 2 役員の状況 | 13 |
|---------|----|

第4 経理の状況 14

1 四半期連結財務諸表

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 15 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 17 |
| 四半期連結損益計算書 | 17 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 18 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 19 |

- | | |
|-------|----|
| 2 その他 | 26 |
|-------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報 27

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年9月14日
【四半期会計期間】	第45期第2四半期（自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日）
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084（960）1247（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部 副本部長 松井 忠則
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084（960）1247（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部 副本部長 松井 忠則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第2四半期 連結累計期間	第45期 第2四半期 連結累計期間	第44期
会計期間	自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日	自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日	自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日
売上高 (千円)	4,697,740	6,205,384	9,406,534
経常利益 (千円)	110,275	615,571	416,910
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (千円)	56,094	525,049	483,124
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△134,369	492,491	329,491
純資産額 (千円)	1,373,897	2,314,861	1,837,639
総資産額 (千円)	10,762,732	12,476,164	12,273,664
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	6.21	63.55	57.91
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	4.86	45.50	41.87
自己資本比率 (%)	12.2	18.1	14.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	192,915	586,918	859,734
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△160,773	△326,977	△145,103
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△419,946	△268,414	△1,291,217
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (千円)	1,726,132	1,561,521	1,580,139

回次	第44期 第2四半期 連結会計期間	第45期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年5月1日 至 平成28年7月31日	自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 (円) (△)	△15.99	25.64

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いております。

先行きにつきましても、雇用、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、引き続き緩やかに回復していくことが期待されます。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

当社グループの属する電子機器業界のIT、デジタル分野におきましては、テレビの市場については中国における設備投資の拡大に加え、スマートフォンやタブレット端末などは引き続き旺盛な需要を背景に市場が拡大することが期待されております。

このような環境下において、当社グループは市場動向を見極めながら積極的に営業展開を行い、顧客ニーズに 대응べく製品等の改良施策を推進してまいりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は62億5百万円（前年同期比32.1%増）となり、営業利益は6億45百万円（前年同期比158.9%増）、経常利益は6億15百万円（前年同期比458.2%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は5億25百万円（前年同期比836.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(電子機器部品製造装置)

プリント基板分野では、直接営業に重点をおいた受注活動を海外子会社の活用や代理店との連携を行いながら進め、受注獲得の成果へと繋がり、売上高は増加いたしました。また、平成28年8月に子会社化したフレキシブル基板向け製造装置に関連した技術を有する株式会社CAPを活用したプリント基板製造装置事業の拡大に引き続き注力しております。

液晶関連分野では、平成29年1月期に獲得した有力液晶パネルメーカー向けのインクジェットコーターの大口受注を順調に生産、出荷しております。当第2四半期連結累計期間においては、計画どおり売上計上となり、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高は25億13百万円（前年同期比63.3%増）、営業利益は4億27百万円（前年同期比509.8%増）となりました。

(ディスプレイおよび電子部品)

アミューズメント向け部品分野の売上高は前年同期並みとなりました。

工作機械および産業用機械分野については、売上は堅調に推移し、売上高は前年同期を上回りました。製販体制の強化として人員配置の見直しおよび中途社員の採用を実施しており、徐々に効果が現れ始めております。引き続き取り組みを継続してまいります。

自動車向け印刷製品については、引き続き順調に推移しております。前年においては本格的な生産開始が第2四半期連結会計期間からであったため、前年同期と比較して売上高は大きく増加いたしました。

子会社であるJPN, INC.においてはシルク印刷の好調、上海賽路客電子有限公司においては新規案件の受注獲得など引き続き順調に推移し、売上高は増加いたしました。

その結果、売上高は36億86百万円（前年同期比17.0%増）、営業利益は2億17百万円（前年同期比21.2%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べて2億2百万円増加の124億76百万円となりました。

流動資産は、72億85百万円となり前連結会計年度末と比べ1億72百万円増加いたしました。これは受取手形及び売掛金が1億43百万円減少したものの、たな卸資産が3億48百万円増加したことなどによるものであります。

固定資産は、51億90百万円となり前連結会計年度末と比べ30百万円増加いたしました。これは投資その他の資産が59百万円減少したものの、有形固定資産が1億円増加したことなどによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比べて2億74百万円減少の101億61百万円となりました。

流動負債は、56億70百万円となり前連結会計年度末と比べ40百万円減少いたしました。これは短期借入金が71百万円、未払金が56百万円それぞれ増加したものの前受金が1億99百万円減少したことなどによるものであります。

固定負債は、44億91百万円となり前連結会計年度末と比べ2億34百万円減少いたしました。これは長期借入金が2億44百万円減少したことなどによるものであります。

純資産は、23億14百万円となり前連結会計年度末と比べ4億77百万円増加いたしました。これは親会社株主に帰属する四半期純利益を5億25百万円計上し、利益剰余金が同額増加したことなどによるものであります。この結果自己資本比率は18.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ18百万円減少し、15億61百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は5億86百万円（前年同期比204.2%増加）となりました。主な増加要因は税金等調整前四半期純利益6億55百万円、減価償却費2億44百万円であり、主な減少要因はたな卸資産の増加額3億53百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3億26百万円（前年同期比103.4%増加）となりました。主な要因は有形固定資産の取得による支出3億32百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は2億68百万円（前年同期比36.1%減少）となりました。主な要因は長期借入金の返済による支出2億44百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1億18百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設のうち、当第2四半期連結累計期間に完了したものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資総額 (千円)	資金調達方法	完了年月	完成後の 増加能力
当社本社工場	広島県福山市	電子機器部品製造装置	展示用機械装置	63,105	自己資金	平成29年6月	—

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 機械のスペック等を見直したため、投資総額が予定の78,000千円から63,105千円に減額し、設備完了が予定の平成29年5月から平成29年6月となっております。

3. 展示用機械装置のため、完成後の増加能力については記載しておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,644,909
B種優先株式	90,000
計	31,734,909

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成29年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年9月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,176,452	8,176,452	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 100株
B種優先株式 (注) 2.	90,000	—	—	単元株式数の定めはありません。 (注) 3.～5.
計	8,266,452	8,176,452	—	—

- (注) 1. 平成29年7月31日開催の取締役会決議により、平成29年8月17日付でB種優先株式90,000株全てを取得し、同日付でその全てを消却しております。これにより発行済株式総数は90,000株減少し、8,176,452株となっております。
2. 本優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
3. B種優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) B種優先株式には平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。B種優先株式の取得請求の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合があります。
- (2) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式に係る払込金額の総額を、以下(3)及び(4)に定める交付価額で除して算出される数とします。なお、当該優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金額を交付します。
- (3) 当初の交付価額は、179.3円となります。計算の詳細は、後記(注)5.(1)の⑤(イ)イをご参照ください。なお、本優先株式の発行要項に規定された交付価額の修正条項の適用により、平成26年11月8日以降の当初交付価額は177.2円に変更されております。計算の詳細は、後記(注)5.(1)の⑤(イ)ハをご参照ください。
- (4) 交付価額は、毎年6月30日に修正され、同日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に相当する金額に修正されます。この結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」といいます。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」といいます。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とします。平成29年6月30日修正後の交付価額は265.8円です。
- (5) 普通株式を対価とする取得請求権の詳細は、後記(注)5.(1)の⑤をご参照ください。

- (6) B種優先株主は平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価として当該優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」といいます。）することができます。この場合、当社は当該優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に以下(7)に定める金額の金銭を交付します。
- (7) B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。
(算式) 1株当たりの償還価額=10,000円+累積未払配当金額+当期経過未払優先配当金額
上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、後記(注)5.(1)の①(イ)に従い計算される優先配当金額相当額とします。
- (8) 償還請求の詳細は、後記(注)5.(1)の⑥をご参照下さい。
- (9) 当社は、平成40年6月30日以降いつでも当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株主又は登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができます。なお、一部取得を行う場合において取得する当該優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとします。当該優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の数は当該優先株式に係る払込金額の総額を上記(3)及び(4)に定義する交付価額で除して算出される数とします。
- (10) 上記の普通株式を対価とする取得条項の詳細は、後記(注)5.(1)の⑦をご参照下さい。
- (11) 当社は、平成27年6月30日以降いつでも当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該優先株主又は登録株式質権者に対して金銭を交付することができます（以下「金銭対価強制取得」といいます。）。なお、一部取得を行う場合において取得する当該優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとします。
- (12) 金銭対価強制取得が行われる場合における当該優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額とします。
- (13) 上記の金銭を対価とする取得条項の詳細は、後記(注)5.(1)の⑧をご参照下さい。
- (14) B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。
4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。なお、B種優先株式の株主は、本優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する優先株式の数及び譲受人の氏名または名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと定めております。
- (3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (4) その他投資者の保護を図るため必要な事項
- ① 単元株式数
単元株式数の定めはありません。
- ② 種類株主総会の決議
当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、種類株主総会の決議は要しません。
- ③ 議決権の有無及びその内容
B種優先株主は、株主総会において議決権を有しません。

5. 優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) B種優先株式の内容

B種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、本項における用語の定義は本項内に限り有効とします。

① 剰余金の配当

(ア) B種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、下記(イ)に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(イ) B種優先配当金の額

B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式1株当たりの払込金額（10,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるB種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年1月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

B種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{B種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 1.0\%$$

（ただし、平成29年7月1日以降は、日本円TIBOR（6か月物）+3.5%）

B種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円6か月物TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR（6か月物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。

(ウ) 累積条項

ある事業年度においてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

(エ) 非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(オ) 優先中間配当金

当社は、B種優先株式について中間配当は行わない。

② 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき10,000円（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がB種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という。）及びB種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

(イ) 非参加条項

B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(ア)のほか残余財産の分配は行わない。

③ 議決権

(ア) B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

(イ) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

④ 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

(ア) 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

(イ) 当社は、B種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

(ア) 取得請求権の内容

B種株主は、平成32年6月30日から平成40年6月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記(イ)に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

(イ) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年6月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年6月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

- (a) B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

$$\text{調整後交付価額等} = A \times (B + C \times D \div E) \div (B + C)$$

A = 調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B = 発行済普通株式数 - 自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C = 新発行・処分普通株式数

D = 1株当たりの払込金額・処分価額

E = 1株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）

- (i) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本(i)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式1株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

- (ii) 普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本(ii)において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数 - 自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(iii) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権（当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本(iii)において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本(iii)において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iii)において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(iv) 交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、(1)当社の普通株式又は(2)当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本(iv)において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(iv)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

(v) 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本(v)において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Dにおける「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする。

(b) 上記(a)(i)ないし(v)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、上記(a)(ii)については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

- (c) 上記(a)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。
- (1) 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。
 - (3) 交付価額等の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
- (d) 交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (e) 交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が1円未満の場合には、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(ア) 償還請求権の内容

B種株主は、平成35年6月30日から平成40年6月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種株主又はB種登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(イ) 償還価額

B種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

(算式) 1株当たりの償還価額 = 10,000円 + 累積未払配当金額 + 当期経過未払優先配当金額
上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」という。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記(2)①に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

(ウ) 償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘5番地
株式会社石井表記

(エ) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

⑦ 普通株式を対価とする取得条項

(ア) 普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、法令の許容する範囲内においてB種株主又はB種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ) 株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記⑤(イ)に定める交付価額で除して算出される数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記⑤(イ)イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

⑧ 金銭を対価とする取得条項

(ア) 金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年6月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、B種株主又はB種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(イ) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるB種優先株式1株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

⑨ B種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもB種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成29年5月1日～ 平成29年7月31日	—	8,266,452	—	300,000	—	8,693

(注) 平成29年7月31日開催の取締役会決議により、平成29年8月17日付でB種優先株式90,000株全てを取得し、同日付でその全てを消却しております。これにより発行済株式総数は90,000株減少し、8,176,452株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成29年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
石井峯夫	広島県福山市	1,908	23.09
石井敏博	広島県福山市	615	7.44
イシイヒョーキ従業員持株会	広島県福山市神辺町旭丘5	552	6.68
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072482276 (常任代理人 野村證券(株))	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	226	2.74
(株)もみじ銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行(株))	広島市中区胡町1-24 (東京都港区浜松町2-11-3)	193	2.34
楽天証券(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1	192	2.33
石井幸蔵	広島県福山市	167	2.02
石井博幸	広島県福山市	161	1.95
青山理	広島県福山市	153	1.86
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	144	1.74
計	—	4,314	52.19

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成29年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
石井峯夫	広島県福山市	19,084	23.43
石井敏博	広島県福山市	6,150	7.55
イシイヒョーキ従業員持株会	広島県福山市神辺町旭丘5	5,522	6.78
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072482276 (常任代理人 野村證券(株))	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	2,264	2.78
楽天証券(株)	東京都世田谷区玉川1-14-1	1,925	2.36
石井幸蔵	広島県福山市	1,670	2.05
石井博幸	広島県福山市	1,613	1.98
青山理	広島県福山市	1,539	1.89
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,440	1.77
石井朋子	広島県福山市	1,382	1.70
計	—	42,589	52.29

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 90,000	—	(注) 1.
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 23,100	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 8,145,300	81,453	同上
単元未満株式	普通株式 8,052	—	—
発行済株式総数	8,266,452	—	—
総株主の議決権	—	81,453	—

(注) 1. B種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式 (注)」に記載しております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式400株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
㈱石井表記	広島県福山市神辺町旭丘5番地	23,100	—	23,100	0.28
計	—	23,100	—	23,100	0.28

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,692,559	1,727,961
受取手形及び売掛金	2,843,928	2,700,189
商品及び製品	133,784	278,436
仕掛品	1,671,390	1,860,736
原材料及び貯蔵品	404,394	418,585
繰延税金資産	160,719	160,824
その他	206,628	139,041
貸倒引当金	—	△200
流動資産合計	7,113,405	7,285,574
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,612,755	1,599,323
土地	2,211,493	2,211,493
その他（純額）	914,833	1,028,671
有形固定資産合計	4,739,083	4,839,489
無形固定資産		
のれん	105,438	94,141
その他	40,604	41,260
無形固定資産合計	146,043	135,402
投資その他の資産		
繰延税金資産	30,283	24,852
その他	685,235	631,099
貸倒引当金	△440,387	△440,254
投資その他の資産合計	275,132	215,697
固定資産合計	5,160,259	5,190,589
資産合計	12,273,664	12,476,164
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,087,419	2,112,620
短期借入金	※1, ※2 1,240,547	※1, ※2 1,312,467
1年内返済予定の長期借入金	※2 400,000	※2 400,000
未払法人税等	151,592	138,481
賞与引当金	11,453	9,667
その他	1,819,734	1,696,979
流動負債合計	5,710,747	5,670,216
固定負債		
長期借入金	※2 4,094,000	※2 3,850,000
退職給付に係る負債	437,697	453,392
その他	193,579	187,692
固定負債合計	4,725,277	4,491,085
負債合計	10,436,025	10,161,302

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金	6,824,825	6,813,845
利益剰余金	△5,058,814	△4,533,764
自己株式	△19,839	△19,839
株主資本合計	2,046,171	2,560,241
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,547	6,362
為替換算調整勘定	△277,131	△298,957
退職給付に係る調整累計額	△22,947	△11,474
その他の包括利益累計額合計	△270,531	△304,069
非支配株主持分	61,999	58,690
純資産合計	1,837,639	2,314,861
負債純資産合計	12,273,664	12,476,164

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
売上高	4,697,740	6,205,384
売上原価	3,491,955	4,435,083
売上総利益	1,205,784	1,770,300
販売費及び一般管理費	※ 956,512	※ 1,124,998
営業利益	249,271	645,302
営業外収益		
受取利息	1,670	1,663
受取配当金	1,521	320
受取賃貸料	15,109	10,926
受取遅延損害金	—	9,636
その他	4,119	9,678
営業外収益合計	22,421	32,224
営業外費用		
支払利息	45,408	31,341
シンジケートローン手数料	75,835	—
為替差損	17,000	5,007
減価償却費	15,061	17,418
その他	8,112	8,189
営業外費用合計	161,418	61,955
経常利益	110,275	615,571
特別利益		
固定資産売却益	313	3,667
投資有価証券売却益	—	41,843
特別利益合計	313	45,511
特別損失		
固定資産売却損	863	3,148
固定資産除却損	160	2,683
特別損失合計	1,023	5,831
税金等調整前四半期純利益	109,565	655,251
法人税等	50,572	128,384
四半期純利益	58,992	526,866
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,897	1,816
親会社株主に帰属する四半期純利益	56,094	525,049

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
四半期純利益	58,992	526,866
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,885	△23,184
為替換算調整勘定	△208,511	△22,662
退職給付に係る調整額	6,263	11,473
その他の包括利益合計	△193,362	△34,374
四半期包括利益	△134,369	492,491
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△130,284	491,511
非支配株主に係る四半期包括利益	△4,085	980

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	109,565	655,251
減価償却費	207,097	244,366
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△568	68
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,643	△1,565
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	4,847	23,980
受取利息及び受取配当金	△3,192	△1,984
支払利息	45,408	31,341
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△41,843
有形固定資産売却損益 (△は益)	549	△519
有形固定資産除却損	160	2,683
シンジケートローン手数料	75,835	—
のれん償却額	—	11,297
売上債権の増減額 (△は増加)	△234,607	130,027
たな卸資産の増減額 (△は増加)	112,604	△353,557
仕入債務の増減額 (△は減少)	156,580	36,214
未払金の増減額 (△は減少)	31,840	56,186
前受金の増減額 (△は減少)	△267,165	△199,173
その他	49,133	165,375
小計	283,444	758,148
利息及び配当金の受取額	3,229	1,984
利息の支払額	△30,390	△31,717
法人税等の支払額	△63,367	△141,497
営業活動によるキャッシュ・フロー	192,915	586,918
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△141,486	△332,663
有形固定資産の売却による収入	1,149	4,395
無形固定資産の取得による支出	△6,335	△6,181
投資有価証券の取得による支出	△1,204	△1,205
投資有価証券の売却による収入	—	62,828
貸付けによる支出	△500	—
貸付金の回収による収入	1,778	288
定期預金の預入による支出	—	△55,480
その他	△14,174	1,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	△160,773	△326,977
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△8,335	73,524
長期借入れによる収入	4,800,000	—
長期借入金の返済による支出	△3,500,884	△244,000
リース債務の返済による支出	△74,082	△82,669
長期未払金の返済による支出	△729,942	—
優先株式の取得による支出	△801,012	—
配当金の支払額	△20,906	△10,980
非支配株主への配当金の支払額	△8,946	△4,289
シンジケートローン手数料の支払額	△75,835	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△419,946	△268,414
現金及び現金同等物に係る換算差額	△94,597	△10,143
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△482,401	△18,617
現金及び現金同等物の期首残高	2,208,534	1,580,139
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,726,132	※ 1,561,521

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 コミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関5行とコミットメントライン契約を締結しております。当第2四半期連結会計期間におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年7月31日)
コミットメントライン総額	2,000,000千円	2,000,000千円
借入金実行残高	1,000,000	1,000,000
差引額	1,000,000	1,000,000

※2 財務維持要件

上記のコミットメントライン契約および当社のタームローン契約(前連結会計年度末残高 長期借入金4,094,000千円、1年内返済予定の長期借入金400,000千円、当第2四半期連結会計期間末残高 長期借入金3,850,000千円、1年内返済予定の長期借入金400,000千円)については、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- (1) 各事業年度の末日における報告書等(計算書類を含む)の、連結および単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前に終了した事業年度についての連結および単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- (2) 各事業年度の末日における報告書等(計算書類を含む)の連結および単体の損益計算書における経常損益を2期連続損失としないこと。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年7月31日)
貸倒引当金繰入額	△568千円	68千円
給与賞与	324,627	381,448
賞与引当金繰入額	647	912
退職給付費用	11,187	13,952
減価償却費	35,672	35,827
販売手数料	30,783	37,481
試験研究費	92,838	118,488

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
現金及び預金勘定	1,876,597千円	1,727,961千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△150,465	△166,440
現金及び現金同等物	1,726,132	1,561,521

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月26日 定時株主総会	A種優先株式	9,566	資本剰余金	126.00	平成28年1月31日	平成28年4月27日
	B種優先株式	11,340	資本剰余金	126.00	平成28年1月31日	平成28年4月27日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、平成28年6月30日開催の取締役会において、A種優先株式の全部を取得すること、および取得したA種優先株式の全部につき消却を行うことを決議いたしました。

上記決議に基づき、当社は平成28年6月30日付でA種優先株式の全部を取得し、これを全部消却しております。

剰余金（その他資本剰余金）の配当と合わせ、当第2四半期連結累計期間において資本剰余金が821,918千円減少し、当第2四半期連結会計期間末において資本剰余金が6,824,825千円となっております。

II 当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月25日 定時株主総会	B種優先株式	10,980	資本剰余金	122.00	平成29年1月31日	平成29年4月26日

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	電子機器部 品製造装置	ディスプレ イおよび電 子部品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,539,683	3,151,373	4,691,056	6,683	4,697,740	—	4,697,740
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	1,539,683	3,151,373	4,691,056	6,683	4,697,740	—	4,697,740
セグメント利益又は損失 (△)	70,123	179,512	249,636	△364	249,271	—	249,271

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメント及び付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位であります。

2. セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期連結累計期間（自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	電子機器部 品製造装置	ディスプレ イおよび電 子部品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,513,631	3,686,365	6,199,997	5,387	6,205,384	—	6,205,384
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	2,513,631	3,686,365	6,199,997	5,387	6,205,384	—	6,205,384
セグメント利益	427,579	217,631	645,211	91	645,302	—	645,302

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメント及び付随的な収益を獲得するに過ぎない構成単位であります。

2. セグメント利益の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないか、四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	6円21銭	63円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	56,094	525,049
普通株主に帰属しない金額(千円)	5,474	6,865
(うち優先配当額(千円))	(5,474)	(6,865)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(千円)	50,620	518,184
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,153	8,153
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円86銭	45円50銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	5,474	6,865
(うち優先配当額(千円))	(5,474)	(6,865)
普通株式増加数(千株)	3,386	3,386
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	—	—

(重要な後発事象)

(B種優先株式の取得および消却について)

当社は、平成29年7月31日開催の取締役会において、当社が発行するB種優先株式を、以下のとおり取得および消却することを決議し、平成29年8月17日に実行いたしました。なお、消却につきましては資本剰余金より減額しております。

1. 取得および消却の理由

当社は、平成24年1月期において、太陽電池ウエーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の損失の計上に伴い債務超過となり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在するとして、「継続企業の前提に関する注記」を記載いたしました。当該状況下、当社は平成25年1月期における債務超過を回避し株式上場を維持するとともに、財務体質の抜本的な改善を図るため、取引金融機関の一部に対して株式発行を行い、調達資金を原資として有利子負債を圧縮すると同時に十分な運転資金を確保するために、三菱UFJリース株式会社、株式会社もみじ銀行、および株式会社広島銀行に対して、第三者割当の方法により、それぞれA種優先株式およびB種優先株式を発行することいたしました。

その後当社は、不採算事業の見直し・改善、希望退職者の募集などの組織再編と固定費の削減、保有財産の売却など、事業の黒字化を図り、業績につきましては、平成27年1月期および平成28年1月期におきまして営業利益、経常利益、当期純利益の全てにおいて黒字化を達成するとともに、シンジケートローンを組成し平成28年5月31日にプロラタ返済対象借入金等を返済したことから、取引金融機関からの金融支援（返済条件緩和）は終了し、平成29年1月期第1四半期連結会計期間の後発事象として「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。また、A種優先株式についても利益計上に伴い当社において一定の資本を確保できたことから、平成28年6月30日付けで全部を取得し消却いたしました。

残るB種優先株式についても平成27年1月期以降の業績改善に伴う自己資本の増加を受けて、その取得、消却に目途がついたものと判断し、今後の配当負担および普通株式への転換に伴う株式の希薄化を回避することを目的に行うものであります。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | B種優先株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 90,000株（当社が発行したB種優先株式の全部） |
| (3) 株式の取得価額 | 1株当たり 10,593.09円
上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっております。
(基準価額算式)
1株当たりの金銭対価取得額＝10,500円＋累積未払配当金額
＋当期経過未払優先配当金額 |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 953,378,100円 |
| (5) 取得の相手方 | 株式会社もみじ銀行 85,000株
株式会社広島銀行 5,000株 |
| (6) 取得日 | 平成29年8月17日 |

3. 消却の内容

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | B種優先株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 90,000株（上記2.により取得する株式の全部） |
| (3) 消却の効力発生日 | 平成29年8月17日 |
| (4) 消却については、上記2.によりB種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。 | |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社石井表記

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 晃生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社石井表記の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年5月1日から平成29年7月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年2月1日から平成29年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社石井表記及び連結子会社の平成29年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。